

大崎上島町空き家情報バンク利用希望者登録申請書

年 月 日

大崎上島町長 様

(登録番号 )

申込者 住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

Eメール \_\_\_\_\_

次のとおり「空き家情報バンク制度」を利用したいので申込みます。

利用の目的				
家族の状況	氏 名	年齢	続柄	勤 務 先 等
			本人	
希望する建物の状況				
利用の方法等	定住等の別	1 定住 2 定期的利用 3 その他 ( )		
	売買又は賃貸の別及びその希望価格	1 売買 希望価格		円程度
		2 賃貸 希望家賃月額		円程度
その他の希望条件				
備 考				

# 誓 約 書

年 月 日

大崎上島町長 様

私は、町空き家情報バンクの利用希望者登録にあたりまして、制度の趣旨を理解した上で申請をします。申請書記載事項に偽りはなく、大崎上島町空き家情報バンク制度要綱第7条及び第9条に規定する登録条件等に抵触することのないことを誓約します。なお、当バンクで得た情報については、私自身が、利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

また、空き家を利用することとなったときは、大崎上島町の在住者としての自覚を持ち、地域との連帯に努めることを誓約します。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

第7条 空き家情報バンク制度による空き家利用希望者に関する登録を受けようとする者（以下「空き家利用希望申請者」という。）は、空き家情報バンク利用希望者登録申請書（[様式第2号](#)）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容等を確認の上、空き家情報バンク利用希望登録者台帳（以下「空き家利用希望者台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を空き家利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家利用希望登録者が、空き家利用希望者台帳の登録抹消の届出をしたとき。
- (2) 空き家利用希望者台帳に登録された利用者の登録日が、当該登録日の属する年度末の日から2年が経過したとき。ただし、空き家利用希望登録者が登録期間の更新の届出をしたときは、この限りでない。
- (3) 空き家利用希望者台帳に登録された内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家の利用目的が趣旨に該当しないこととなったとき。
- (5) 空き家を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとき。